

こどもの発達サポートガイド“ぽっかぽか” ～子どものための福祉サービス（その他）編～

目 次

・ 障害福祉サービスの利用	28
・ 手帳の取得について	29
・ 手当・助成・福祉サービス	30
・ 関係団体・サークル	34

障害の種類や程度、世帯の所得などにより、利用できる制度と利用できない制度があります。
また、障害福祉サービスを利用するには、申請手続きが必要となりますので、「障がい者のしおり」をよくお読みください。



「障がい者のしおり」QR



■障害福祉サービスの利用

1. 障害福祉サービスの利用

	内 容
概 要	障害福祉サービスには、日常的な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練給付」があります。また、サービスを受けるためには、計画相談や受給者証が必要になります。 「介護給付」・・・居宅介護、生活介護 など 「訓練給付」・・・自立訓練、就労移行支援、就労継続支援 など
対 象	身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者、障害児
問い合わせ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538) 37-4919 FAX : (0538) 36-1635 E-mail : shogaifukushi@city.iwata.lg.jp

2. 障害者総合支援法に基づく給付（青色の受給者証）

（訪問系サービスの主なサービスのみ抜粋）

サ ー ビ ス の 種 類	居 宅 介 護	自宅での入浴や排泄、食事などの介助をします。
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	同 行 援 護	重度の視覚障害により、移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	短 期 入 所	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所して介護を受けることができます。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護が必要で、かつ意思疎通に著しく支障がある方の中のうち、介護の必要性が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
手 続 き		各種障害者手帳等、世帯の所得がわかる書類、印鑑を持参し（代理人申請時）、下記へ提出。（年に一度受給者証の更新手続きがあります）
問 合 せ		福祉相談課 障がい福祉グループ (0538) 37-4919

■手帳の取得について

1. 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定められている身体上の障がいのある方に対して、県知事が交付する手帳です。この手帳は、手帳所持者がその自立のために必要な、身体障害者福祉法等の各種の援護を受けることができる証しとなるものです。

身体障害者福祉法等、各種の援護を受けるためには、身体障害者手帳の交付が必要となります。

手帳の申請時に必要なもの

- ・ 県知事の指定した医師の診断書
- ・ 写真1枚(上半身、無帽／タテ4cm×ヨコ3cm)
- ・ 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

2. 療育手帳

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された方に対して、県知事が交付する手帳です。この手帳は、知的障害児(者)に対し一貫した指導・助言を行うとともに、各種の援護を受けるための証しとなるものです。

手帳の申請時に必要なもの

- ・ 写真1枚(上半身、無帽／タテ4cm×ヨコ3cm)
- ・ 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの
- ・ 母子手帳
- ・ 直近の知能検査の結果（ある方のみ）

3. 精神障害者保健福祉手帳

この手帳は、県精神保健福祉センターにおいて精神障害者と判定された方に対して、県知事が交付する手帳です。精神に障がいのある方が、社会復帰や社会参加のために各種サービスを受けるために必要となる場合があります。

手帳の申請時に必要なもの

- ・ 医師の診断書（所定の用紙）または精神障害を事由とした障害年金証書
- ・ 写真1枚(上半身、無帽／タテ4cm×ヨコ3cm)
写真の貼り付けを希望しないことも可能ですが、受けられるサービスに差異が生じることがあります。
- ・ 印鑑（代理人申請時）
- ・ 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請について
問合せ 福祉相談課 障がい福祉グループ (0538) 37-4919

■手当・助成・福祉サービス

暮らしに役立つ手当・助成制度、福祉サービスをご紹介します。

1. 20歳未満の障がい児のための手当

障害児福祉手当	
支給対象	20歳未満の在宅で心身に重度の障がいのある児童で ・身体障害者手帳1級または、2級(一部)の者 ・知的、精神に障がいを有する人で常に介護を必要とする者（療育手帳Aの一部の者） ・上記と同程度の障がいのある者（所得制限あり）
支払月	2・5・8・11月
問合せ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538)37-4919

2. 20歳未満の障がい児を養育している方のための手当

特別児童扶養手当	
支給対象	20歳未満の在宅で次に掲げる心身に障がいのある児童を養育している方（所得制限あり） ・身体障害者手帳1～3級と4級の一部、又はそれと同程度の障がいを有している方 ・療育手帳A及びBの一部を有する方、または、同程度の障がいを有する方
支払月	4・8・11月（静岡県より支給）
問合せ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538)37-4919

3. 医療費の助成

重度障害者・児医療費助成	
対象	身体障害者手帳1級、2級及び内部障害3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級、特別児童扶養手当1級の方（所得制限あり）
内容	医療機関、薬局等を受診した際の窓口で支払った保険診療に伴う自己負担金、薬剤一部負担金及び訪問看護療養費の基本利用料を助成
その他	年に1度（10月）に受給者証の更新があります。
問合せ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538)37-4919

自立支援医療（精神通院）	
対 象	精神疾患（てんかん含む）の治療のため、指定医療機関に通院している方
内 容	指定医療機関で精神疾患の受診をする際、医療費が原則 1 割になる制度
問合せ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538) 37-4919

自立支援医療（育成医療）	
対 象	18 歳未満で、現在身体に障がいがあるか、または現存する疾患があつてそのまま放置すると将来一定の障害を残すと認められる方
障害の種類	肢体不自由、視覚障害、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他内臓障害
内 容	指定医療機関での治療にかかる医療費、薬局での保険調剤、訪問看護料等を助成
問合せ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538) 37-4919

4. 補装具・日常生活用具の給付

児童補装具の給付	
対 象	身体障害者手帳を持っている方、または難病の方で障害に関わる補装具の交付又は修理の必要な方（所得制限あり）
装具の種類	視覚障害…盲人安全杖、義眼、眼鏡 聴覚障害…補聴器 肢体不自由…車椅子、電動車椅子、歩行補助杖、義手・義足装具、座位保持椅子、頭部保持具、重度障害者意思伝達装置 等
手続き	装具購入の前に、 身体障害者手帳・指定医師の意見書・業者の見積書・カタログ・印鑑（代理人申請時）、難病の方は病名が分かる診断書、または受給者証を下記へ提出
問合せ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538) 37-4919

日常生活用具の給付（小児慢性特定疾患児）	
種 目	小児慢性特定疾患児の方に対し、自宅で生活する時の支援を行います。申請にあたっては、条件があり、自己負担も異なります。希望される場合は事前に下記へご相談ください。
問合せ	こども未来課 発達相談グループ (0538) 37-2761

日常生活用具の給付	
対象	身体障害者、知的障害者または難病患者
種 目	介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費 ※各種目の品目につきましては、福祉相談課発行「障がい者のしおり」でご確認ください。
手続き	対象品目購入の前に、 身体障害者手帳、業者の見積書、カタログ、印鑑（代理人申請時）、難病の方は病名が分かる診断書または、受給者証を下記へ提出 ※意見書が必要な場合があります。
問合せ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538) 37-4919

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成	
対 象	18 歳未満で次の要件を満たすこと(所得制限あり) ①市内在住の方 ②両耳の聴力レベルが原則 30 デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない方 ③日本耳鼻咽喉科学会が指定した県内精密聴力検査機関の専門医により、補聴器の装用で言語習得などに一定の効果が期待できると判断された方、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児
種 目	新たに補聴器を購入する経費、耐用年数5年経過後に補聴器を更新する経費または修理に要する経費 ※基準価格の3分の2
手続き	精密聴力検査機関の専門医による意見書（指定様式）、意見書の処方に基づく補聴器販売事業者作成の見積書を下記へ提出
問合せ	こども未来課 発達相談グループ (0538) 37-2761

5. その他税金、公共交通機関の割引・減免等

税 金	所得税、県・市民税、自動車税、自動車取得税、相続税、贈与税
交通機関等の割引	旅客鉄道株式会社（JR）、遠州鉄道運賃、天竜浜名湖鉄道運賃、バス運賃、タクシー料金割引、タクシー利用料金助成制度、航空運賃、有料道路料金

※上記の割引・減免等制度の詳細は、福祉相談課 障がい福祉グループ発行「障がい者のしおり」をご覧ください。

6. 共済制度

心身障害者扶養共済制度	
対 象	将来独立自活することが困難であると認められる心身障害者（1～3 級の認定を受けた身体障害者、知的障害者及び精神又は身体に永続的な障がいのある方で、前に掲げたものと同程度の障害と認められる方）の保護者で、加入時に次の条件に該当する方。（2口まで加入できます。） ① 県内に住所を有する方 ② 65 歳未満の方（年齢計算は毎年 4 月 1 日現在の年齢） ③ 特別の疾病又は障害を有しないこと
内 容	心身に障がいがある方の保護者が毎月掛け金を納めることによって、保護者が万一死亡または重度の障害となった時に、残された、心身に障がいがある方に、終身一定額の年金を支給する制度
問合せ	福祉相談課 障がい福祉グループ (0538) 37-4919

7. 就労についての相談

施設名	概 要
ハローワーク	障害について専門的な知識をもつ職員・相談員を配置し、仕事に関する求人情報の提供や就職に関する相談を行っています。 〒438-0086 磐田市見付 3599-6 磐田地方合同庁舎 1 階 TEL : (0538) 32-6181（自動音声案内）
障害者就業・生活支援センター ラック	ハローワークや福祉施設、福祉事業所、特別支援学校などの関係機関と連携して、仕事や生活に関することを一体的に支援しています。 〒437-0062 袋井市泉町 2-10-13 TEL : (0538) 43-0826
サポートステーション はままつ	15 歳から 49 歳までの方、その保護者等を対象に就労についての相談を受けています。キャリアコンサルタント、臨床心理士による個別相談に加え、職場見学、職場体験、ソーシャル・スキル・トレーニングやセミナーなども実施しています。 〒430-0929 浜松市中区中央一丁目 13-3 浜松市市民協働センター 3 階 TEL : (053) 453-8743
福祉相談課 障がい福祉グループ	障がいのある方の就労に関する相談を受け付け、働くためにどうしたらよいのかを一緒に考えます。 福祉相談課 障がい福祉グループ TEL : (0538) 37-4919

■関係団体・サークル

市内には、情報交換をしたり、勉強会を行ったり、悩みを話し合うことができる子育てサークル、団体があります。

こんぱすの会（自閉症子育て研究会）

- ・サークル紹介：自閉症の子どもを持つ親の会です。自閉症は特性にも知的レベルにも幅があり、個人差も大きく言葉での意思疎通も困難なので、理解の難しい障害です。日常生活の悩みなどを持ち寄り、話し合い、情報交換をしながら前向きな子育てを心掛けています。
- ・ひとこと：実際の体験が一番わかりやすい人たちです。出来るだけ失敗しないように配慮し、正しい手本を見せて、一緒にやってみて、経験の回数を重ね、本人が自信を持つまでサポートすることを大切にして成長を見守っています。

磐田市手をつなぐ育成会（知的障害者・児を持つ親の会）

- ・サークル紹介：知的障害者の親の会です。ふれあい旅行、クリスマスコンサート、障害者の集い、ストリートダンス、研修会、上映会、等のふれあい活動を通して本人、家族の生活の質の向上を目指しています。
市知的障害者相談員による相談会を i プラザで開催しています。日程・場所等はお気軽にお問い合わせ下さい。
- ・ひとこと：会員でなくても参加できますし、活動の支援ボランティアも募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

ひまわりの会

- ・サークル紹介：発達が心配なお子さんを育てているママ達の交流、情報交換やストレス発散のための座談会。
月1回（8月なし） 9:30～12:00
開催場所 iプラザ生活訓練室 等
- ・ひとこと：現在、特別支援学級、特別支援学校に在籍している子を育てているママ達を中心に活動しています。
一人で悩みや困り感を抱え込む必要は全くありません。まず、一歩踏み出す勇気をもって一度のぞいてみてください。

発達サポート えがお

- ・サークル紹介：発達障害に関心のある人や、かかわりのある人の集まりです。発達障害児（者）の自立と社会参加に協力することを目的に、地域の理解・啓発やボランティア活動、研修などを行っています。企画行事のほか、第三土曜または日曜日の午前中、iプラザのボランティア会議室で、ミーティングなどを行っています。
- ・ひとこと：アミューズ豊田で「みんなの学校」上映会を行い、たった一つの約束“自分がされていやなことは人にしない、言わない”を観て涙と感動をいただきました。障害やいじめなど一緒に考えませんか。

上記サークル、団体の連絡先について

問合せ こども未来課発達相談グループ (0538) 37-2761

